

大和都市計画高度地区の変更(上牧町決定)新旧対照表

大和都市計画高度地区を次のように変更する。

※< >は変更前

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
15m高度地区	< 約 269.2ha > 約 268.9 ha	建築物の高さは、その最高限度を15mとする。	
20m高度地区	< 約 27.3ha > 約 27.6 ha	建築物の高さは、その最高限度を20mとする。	
31m高度地区	約 1.1 ha	建築物の高さは、その最高限度を31mとする。	
合計	約 297.6 ha		

I. 既存不適格建築物の適用除外

- これらの高度地区が指定された際、当該地区内に現に存する建築物については、その高さが当該地区内における建築物の高さの最高限度を超える場合であっても、これを超えない建築物とみなす。ただし、当該指定後の増築等により当該最高限度を超えることとなる部分については、この限りではない。
- 前項の規定は、従前に適用されていた高度地区内における建築物の高さの最高限度のいずれについても、その高さが超えていた建築物には、適用しない。
- 前項の規定において、高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物について、これが新たに適用されたことにより、その高さが当該最高限度を超えることとなった場合については、超えていなかったものとみなす。
- 第1項の規定において、当該地区内に現に存する建築物には、当該地区が指定された際、当該地区内において現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物を含むものとする。
- 前項の規定は、第3項の場合について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第3項」と、「当該地区内に現に存する建築物」とあるのは「高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物」と、「当該地区が指定された際」とあるのは「これが新たに適用されたこと」と読み替えるものとする。

II. 許可による特例

町長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、上牧町都市計画審議会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を超えることができる。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書のとおり